



図書館パソコンの利用にかかるお願い



日頃は図書館をご利用いただき、誠にありがとうございます。パソコンの利用にあたり、どなたさまにも気持ちよくご利用いただけるよう、以下のことを守ってご利用ください。お守りいただけない場合、利用を中止していただくことがありますのでご了承ください。

1. 図書館パソコンの利用は、貸出券をお持ちの方に限ります。
まだ貸出券を発行されていない方は、先に貸出券を発行してください。
小学生以下の方のご利用は、保護者の同意が必要です。
2. ご利用前に貸出券を持参のうえカウンター職員にお声がけください。
3. 利用は1回60分までです。ただし次に利用する人がいない場合は、1日1回（60分）延長することができます。
4. 利用できるサービスは、以下のものに限ります。
 - ・インターネットの閲覧（一部制限有）
 - ・知立市電子図書館の利用（知立市民のみ）
 - ・官報の閲覧及び複写
 - ・国立国会図書館デジタル化資料送信サービス（図書館向け）の閲覧及び複写
 - ・中日新聞・東京新聞記事データベースの閲覧及び複写
 - ・判例秘書（判例検索等）データベースの閲覧及び複写
 - ・日経テレコン（日経記事等）データベースの閲覧及び複写* 複写できる範囲は、サービスごとに制限があります。
5. 画面の印刷をする場合は、「図書館資料複写申込書」をご記入のうえ、カウンターまでご提出ください。職員が出力いたします。複写は白黒に限り、料金は1面10円です。



裏面につづく

6. 図書館パソコンの起動、終了のほか、設定の変更等を行わないでください。
7. ご利用後はカウンター職員にお声がけください。
8. パソコンに不調があった場合には、カウンター職員までお知らせください。当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、利用者がその責任を負うものとします。
9. 以下の行為は禁止とします。
 - 公共の場での閲覧にふさわしくないウェブサイトへの接続
 - 反社会的な内容のウェブサイトへの接続
 - 売買等の契約行為
 - 有料サイトへの接続
 - 動画や音声ファイルの再生及び視聴(イヤホン等を使用しても視聴不可)
 - 営利を目的とした行為
 - 法令に違反する又は違反するおそれのある行為
 - プライバシーや著作権など、他人の権利を侵害する行為
 - 利用を申し込んだ本人以外の者に席を利用させる行為
 - メールやチャット、ゲームなどの発信行為および MicrosoftOffice 等の使用
 - 閲覧用端末への外部機持込機器（USB メモリ等）の接続
 - 画面キャプチャ、カメラ撮影、スキャニング等の行為
 - その他図書館が席の適正な利用に反すると認める行為



ご協力をお願いいたします。 知立市図書館